

島根大学大学評価評議会（第15回）議事要録

日 時：平成20年7月14日（月）15時00分開会～15時45分閉会

場 所：松江キャンパス 本部棟5階大会議室

出席者：本田学長，山本理事，坂本理事，高安理事，小林理事，松本理事，井原理事，田坂法文学部長，
高岡教育学部長，木下医学部長，竹内総合理工学部長，谷口生物資源科学部長，
三宅法務研究科長

欠席者：なし

議 題 1 「国立大学法人島根大学教員個人評価における学部長等の評価基準」（案）について

平成20年4月16日（月）開催の評価評議会において制定された島根大学教員個人評価基準と同様に、学部長及び法務研究科長の評価についても、平成19年4月16日（月）開催の評価評議会にて項目ごとの評点，評語，ウェイト及び評価項目が既に確認されているため，教員個人評価基準と同様成文化する。

なお，教員個人評価基準では，教員の評価結果を分かりやすく，より適切に表現する視点から，総合評価の評語を現在の「A. B. C. D. E」から「S・A・B・C・D」の5段階の評価に改定した。学部長等の総合評価においても同様な趣旨から，総合評価の評語を現在の「A. B. C. D. E」から「S・A・B・C・D」の5段階の評価に変更し制定する。

以上の説明の後審議され，原案どおり承認された。

議 題 2 「国立大学法人島根大学教員個人評価におけるセンター等の長の評価基準」（案）について

議題1と同様に，平成19年4月16日（月）開催の評価評議会において，センター長等の評価について，評価の方針及び評価項目等が既に確認されているため，教員個人評価基準及び先ほど審議・承認いただいた学部長等の評価基準と同様成文化したい。

なお，教員個人評価基準では，教員の評価結果を分かりやすく，より適切に表現する視点から，総合評価の評語を現在の「A. B. C. D. E」から「S・A・B・C・D」の5段階の評価に改定した。学部長等の総合評価においても同様な趣旨から，総合評価の評語を現在の「A. B. C. D. E」から「S・A・B・C・D」の5段階の評価に変更し制定する。

以上の説明の後審議され，原案どおり承認された。

議 題 3 「認証評価におけるスケジュール等」（案）について

大学評価・学位授与機構による「認証評価」を本学は，平成21年度に受審することが決定している。本学では，平成18年11月に評価評議会での審議を経て設置した「認証評価部門」が中心となり，11の基準，99の基本的な観点に従って，報告書を今後作成していくこととなる。本日はその作業スケジュールについて，審議する。

記述の方法は，文字数の制限もあつてか，大学全体としての取組みを記述し，さらに顕著なものについて個別に各部・研究科の事例を簡潔に記載する手法が散見される。各学部・研究科ごとの教育活動については，先般の「法人評価」における「学部・研究科等の現況調査表」の記載内容の一部を「認

証評価」の分析に活用できる。

自己評価については、大学全体として組織的に取り組んでいる状況の分析が必要なこと、1つの観点につき約250文字程度に簡潔にまとめる必要があることを考慮し、平成18年11月に評価評議会での審議を経て設置した「認証評価部門」が中心になって、試作版的な素案を作成し、関係部局の点検・確認をいただきながら原案を作成する。添付資料については、現状を説明するのにふさわしい資料を調査中である。この「自己評価書」とは別に「業務実績報告書」を来年度もこれまでどおり作成しなければならないので、作業の重複を避ける意味で、遅くとも4月末を目途に原案の作成を終えて、それ以降に開催される学内会議（教育研究評議会等）でご審議いただけるよう作業日程を決める。

審議後、原案どおり認証評価部門を中心に作業を進めていくことで承認された。